

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

ひたちなか市立勝田第二中学校

基本的な考え方

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を策定し、国としての指針を示した。いじめ防止対策推進法の基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

そこで、学校では、校長を中心とした協力体制を確立することが急務であり教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題へのさらなる取組を進めることが重要である。

そのためには、全職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように、「いじめは、誰にも、どの学校においても起こり得る」という危機感をもって常に生徒に接し、教員相互の情報交換を行い、学校の内外を問わずいじめ撲滅に向けて努力しなければならない。「いじめは決して許されない」という共通認識を生徒も教師ももつことが前提となる。このことを念頭におき、本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていく。

〈 いじめの定義 〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法第2条1項】

※いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

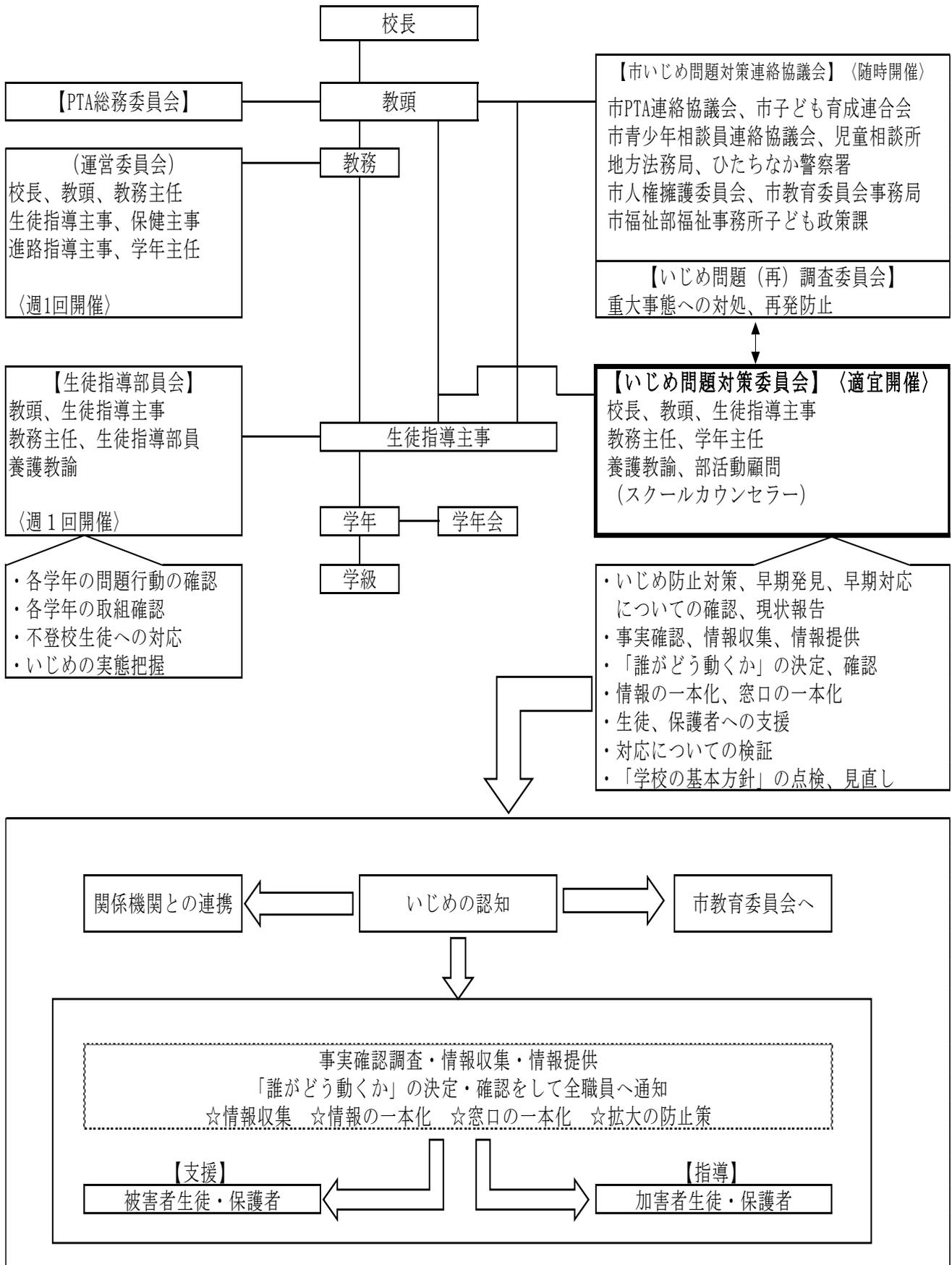
※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

〈 本校のいじめ防止基本方針 〉

「いじめは決して許されない」という認識に立ち、いじめから生徒を守るために、学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に、規範意識の高揚と自分と他者とがお互いに尊重し合う意識や態度等の人権意識を育てる。

1. いじめ防止等に取り組む組織

(1) いじめ問題対策組織



(2) いじめ対応フローチャート

対応についての流れ	確認事項 (チェック項目)
<p>〈事前対応〉</p> <p>1 未然防止に向けて</p>	<p><input type="checkbox"/>生活場面での確認 (出席・ノート・学級日誌・席替え・給食・清掃等)</p> <p><input type="checkbox"/>授業の様子</p> <p><input type="checkbox"/>部活動での確認</p> <p><input type="checkbox"/>保護者との連絡体制 (家庭での様子)</p> <p><input type="checkbox"/>学年間での情報交換 (指導の一貫性確認)</p> <p><input type="checkbox"/>道徳教育の充実</p> <p><input type="checkbox"/>インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p><input type="checkbox"/>いじめチェックリストの実施</p> <p><input type="checkbox"/>自殺予防についての授業の実施</p> <p><input type="checkbox"/>SOS の出し方についての授業の実施</p> <p><input type="checkbox"/>生活アンケートの実施 (月に1回)</p> <p><input type="checkbox"/>部活動アンケート (6月、11月、1月)</p> <p><input type="checkbox"/>個別面談の実施 (6月、11月、1月)</p>
<p>〈いじめ発生〉</p> <p>2 いじめの情報 ※個人の安全の確保</p>	<p><input type="checkbox"/>保護者からの情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>本人からの訴え</p> <p><input type="checkbox"/>他の教職員からの情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>養護教諭からの情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>スクールカウンセラーからの情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>第三者からの情報提供</p>
<p>3 事実の確認 (6W1H) ※迅速かつ徹底した事実確認</p>	<p><input type="checkbox"/>被害生徒、加害生徒、傍観者からの事情聴取</p> <p><input type="checkbox"/>学年主任、担任、生徒指導部員、学年担当 (2人以上で確認し、記録を残す)</p>
<p>4 報告</p>	<p><input type="checkbox"/>学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告</p> <p><input type="checkbox"/>事実の共有 (確認) …学年、教務、管理職</p>
<p>5 対応</p>	<p><input type="checkbox"/>今後の対応について協議、決定</p> <p><input type="checkbox"/>対応</p> <p>◇被害生徒への心のケアと安全の保障</p> <p>◇加害生徒、傍観者への指導 ※学校、学年での指導</p> <p>◇関係機関への報告、相談 (状況に応じて)</p> <p>◇保護者への説明 (加害、被害)</p>
<p>6 謝罪</p>	<p><input type="checkbox"/>事実を確認し謝罪</p> <p><input type="checkbox"/>今後の生活について指導、確認</p> <p><input type="checkbox"/>加害生徒の保護者に連絡</p> <p><input type="checkbox"/>被害生徒の保護者に連絡</p>
<p>〈事後対応〉</p> <p>7 その後の状況確認 ※精神的苦痛を十分に取り除く 配慮 (教育相談)</p>	<p><input type="checkbox"/>担任、学年主任、学年担当が確認 (日々の生活を見守り、学年会で確認)</p> <p><input type="checkbox"/>生徒指導部員会で状況を確認</p> <p><input type="checkbox"/>本人・保護者への確認</p> <p><input type="checkbox"/>教育相談</p>

2 いじめ防止等の具体的な取組

(1) 学校におけるいじめ問題への基本姿勢

- ① 日頃から、生徒が発する小さなサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめを受けている生徒に対しては、「学校が絶対に守り通す」という姿勢で安心感を与える。
- ③ いじめる生徒に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを毅然とした態度で指導する。
- ④ 「いじめ問題は、簡単に解決しない」と認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑤ 生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

(2) いじめ防止に向けて(いじめを起こさない学級・学校づくり)

- ① 生徒が「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」を実感できる授業づくり
 - ・「魅力ある学校づくり」の取組
 - ・教える授業から学ぶ授業への転換を図り、一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。
 - ・生徒が主体的に学びを進め、協働的な活動を通して「分かる」喜びが実感できる授業づくりに努める。
- ② 生徒が互いに支え合い、学び合う集団づくり・仲間づくり
 - ・構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れ、望ましい人間関係づくりに努める。
 - ・生徒が主役となる学級活動・生徒会活動の充実を図る。
- ③ 心の教育の充実
 - ・学校教育活動全体を通して、互いに思いやり、尊重し合い、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。
 - ・ボランティア活動、自然体験などの体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れるようにする。
- ④ 校内研修の充実
 - ・いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、未然防止に関する校内研修を一層充実させる。
- ⑤ 家庭・地域との連携
 - ・いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための発信や広報活動を積極的に行う。
 - ・何でも気軽に相談できる窓口を設けるなど、日頃から家庭や地域、関係機関等に積極的に働きかけて情報を得たりして開かれた学校づくりに努める。家庭や地域社会との協力体制を築く。

(3) いじめの早期発見、早期対応のために

- ① いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識する。
- ② 教師と生徒、生徒同士の信頼関係を深める。普段から、互いに相談しやすい関係づくりに努める。
- ③ 定期的な教育相談と気になる生徒へのチャンス相談を行うなど、相談体制の充実を図る。
- ④ 定期的(月1回)に生活アンケートを実施し、教師の気付かない(潜在的な)いじめが起きているかを把握する。
- ⑤ 早期発見の方法をチェックリストやアンケートだけに頼ることなく、日頃から教職員同士や生徒、保護者や地域からの情報をキャッチしやすいように連携を深める。
- ⑥ 生徒が発するSOSのサインを見逃さないように、日頃から多角的・多面的な生徒理解に努める。

- ⑦ 生徒や保護者からの情報があったときは、ささいなことと軽視することなく、真剣に耳を傾け、速やかに対応する。また、普段からコミュニケーションをとるなどよりよい関係づくりに努める。
- ⑧ 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ いじめに係る相談窓口である市教育研究所内の「いじめ・不登校相談センター」等の周知に努める。
- ⑩ 必要に応じて「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員等の派遣を依頼する。

(4) 「いじめ」問題への対応

〈 生徒への対応 〉

- ① いじめられている生徒には、「絶対に守る」という学校（教師）の意思を伝える。生徒の話をも十分に傾聴し、心のケアをするとともに登下校時や休み時間、清掃時間、部活動時間などの安全確保に努める。
- ② 心理的ないじめの繰り返しやふざけの延長など、いじめの事実確認が困難な場合もあるが、いじめられている生徒にストレス症状が出るので、日常の観察を注意深く行う。
- ③ 日常の学校生活での学級の生徒や、被害にあった生徒の生活状況を把握するために、休み時間等における巡視を強化する。
- ④ 個々のトラブルの解決だけではなく、被害にあった生徒と加害生徒との交友関係修復にも配慮する。
- ⑤ 教職員の目を避けて発生するトラブルに対処するため、いじめに関与していない生徒からも事情を直接聞き、実態を的確に把握する。
- ⑥ いじめ行為が、単なるいたずらや遊びの範ちゅうに属するものとはいえ、時として重大な結果（自殺）が生じる恐れがあることを認識、理解させ、直ちにやめるよう厳重に指導し、学年集会、学級活動等により学年・全校生徒にも周知させる。
- ⑦ 被害にあった生徒には、継続的に面談等の機会をもつ。
- ⑧ 以上の措置後の様子や指導の結果が現れているかを注意深く観察し、生徒指導主事、教頭、校長に逐次報告する。報告、連絡、相談、確認を徹底する。

〈 保護者への対応 〉

- ① 保護者とは、直接会って話を聞き、事実を正確に伝えるなどの対応をする。
- ② いじめを根絶するという学校（教師）の姿勢を示す。
- ③ いじめに対する具体的な対策を示し、保護者の理解と協力を求める。
- ④ いじめられている生徒の保護者には、生徒の家庭での言動の観察を依頼する。また、いじめられている側の生徒の保護者には、保護者と連携して指導を継続していくことを確認して進める。

〈 組織的な取組 〉

- ① いじめを把握したら、校長を中心とした「いじめ問題対策委員会」を組織し、指導方針を共通理解した上で迅速に対応する。
- ② いじめの訴えやその対応を、学級担任一人が抱え込むことのないようにし、校長に適切な報告等がなされるようにする。
- ③ 個々のトラブルについては、学年主任・生徒指導主事を中心に、校長・教頭への「報告・連絡・相談・確認」をし、指示を仰ぎながら対応する。また、複数の教師と情報交換をして、共同で指導するなどの対応を検討して進める。
- ④ いじめの内容〈身体的・経済的被害が繰り返される場合など〉によっては、教育委員会や警察、その他の関係機関との連携・協力を行う。

(5) SNS上のいじめへの対応

- ① 事実関係を把握し、関係する生徒から情報を得て集約する。
- ② 情報モラル教育を進め、保護者に理解を求める。
- ③ 県などのメディア指導員を活用し、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を行う。
- ④ 市の情報政策部門、警察のサイバー対策部門等との連携を図る。

(6) いじめ解消の目安

いじめ解消の判断については、原則的に3カ月間を目安に加害行為が止み、被害者本人や保護者との面談で、心身の苦痛を感じていないと確認された状態と定義される。確認されるまで、学校は被害者を守り、責任をもって安全・安心を確保する。

(7) 「いじめ」問題への啓発活動

- ① HPにて保護者や地域に発信する。
- ② 生徒指導だよりにて、保護者にアンケート結果を伝える。
- ③ 生徒会にて、いじめ撲滅運動を実施する。
- ④ 人権週間で、いじめ撲滅を呼びかける。
- ⑤ 「ひたちなか市いじめ防止基本方針」について、保護者、地域等に周知する。

3 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日が目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告し、教育委員会の指導・支援のもと対応にあたる。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ② いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。